

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成26年9月17日

世田谷区

なお、本業務に関わる契約締結は、本業務にかかる平成27年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものである。

### 1 業務概要

#### (1) 件名

認知症初期集中支援チーム事業委託(世田谷・北沢地域)(単価契約)

認知症初期集中支援チーム事業委託(玉川地域)(単価契約)

認知症初期集中支援チーム事業委託(砧・烏山地域)(単価契約)

#### (2) 業務内容

認知症の人(疑い含む)及びそのご家族(以下「対象者」という)に対する認知症初期集中支援に関わる以下の業務を行う。

基本的な認知症に関する正しい情報の提供

認知症の重症度に応じた助言や身体を整えるケア及び生活環境の改善

専門医療機関の受診や介護保険サービス利用の勧奨

対象者の心理的サポートとインフォーマルサービス(介護保険以外のサービス)に関する情報提供

詳細は、実施要領を参照

#### (3) 履行期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

ただし、本業務の運営状況が良好と認められた場合、かつ、平成28年度予算について区議会で議決を得られた場合に限り、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで契約を更新する。

### 2 参加資格

平成26年9月1日現在、法人格を有し、次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。

(1) 世田谷区内に本店(主たる事業所)または事業所を有すること。

(2) 世田谷区内に訪問看護ステーションを有し、かつ当該ステーションにて介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護の運営実績が1年以上あること。

(3) その他

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。

介護保険法に規定される指定欠格事由に該当する者でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- |          |          |
|----------|----------|
| (1) 法人概況 | (4) 事業計画 |
| (2) 運営実績 | (5) 職員体制 |
| (3) 運営管理 | (6) 見積金額 |

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所分庁舎(ノバビル)3階

世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課

認知症在宅生活サポート室準備担当

電話: 03-5432-2954

FAX: 03-5432-3085

(2) 実施要領の交付期間方法

交付期間 平成26年9月17日(水)~平成26年10月1日(水)

交付方法 世田谷区ホームページからダウンロード

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成26年10月1日(水)午後5時

提出場所 上記(1)担当課窓口

提出方法 直接持参すること。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成26年10月27日(月)~31日(金)

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

提出場所 上記(1)担当課窓口

提出方法 直接持参すること（郵送不可）。

## 6 その他

- ( 1 ) 審査により選定された事業者と提案の内容を元に随意契約を締結する。
- ( 2 ) 区は、この案件に提案書を提出した者の法人名及び提案書を特定した理由( 審査経過等 ) を公表することができる。
- ( 3 ) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本通貨に限る。
- ( 4 ) 契約保証金 免除
- ( 5 ) 契約書作成の要否 要
- ( 6 ) 本業務に関連する情報を入手するための照会窓口は、世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課とする。
- ( 7 ) 本業務に関して区から受領した書類は、区の事前の承諾無しに本件の提案作成以外の目的に使用してはならない。
- ( 8 ) 提案に関して必要な費用は、すべて提案者の負担とする。
- ( 9 ) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし返却はしない。また、世田谷区が必要と判断したものについては、提案書の内容を世田谷区が無償にて使用できる。
- ( 10 ) 詳細は実施要領による。